

第 6226 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月26日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 非常勤役員に対する報酬

Q : 父に会社の非常勤役員になってもらい報酬を出そうと思っています。何か注意することはありますか？

A : 報酬の額は、職務の内容、従事割合、役員としての経験年数、会社の業種、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案して決める必要があります。

【解説】

法人税では、役員のことを、会社の取締役、監査役、理事、監事、清算人等、会社の経営に従事している者と規定しています。

したがって、会社が支給する金品が役員報酬として認められるためには、支給を受ける者が「会社の経営に従事」していなければなりません。名目だけの役員に支給する役員報酬は、税務上の役員報酬とはならず、その支給が、単に特定の役員の給与所得の分散を図るものであると認められるものであれば、その支給は、その役員に対して支払われた報酬として認定されることになります。

また、非常勤役員として経営に従事しているということであれば、その職務の内容、職務の従事割合、役員としての経験年数、会社の業種・規模・所在地、会社の収益の状況、使用人に対する給料の支給状況、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案してその報酬額が適正かどうか判断され、適正と認められる金額であれば損金の額に算入されますので、支給額を決める場合には、これらの点を考慮して決めなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】